

# 芳賀町の災害相互応援協定等状況

協定等締結先	相互応援協定の名称	協定締結年月日	協定等内容
宇都宮市、真岡市、芳賀地区広域行政事務組合	消防相互応援協定書	昭和55年3月31日	○協定団体区域内における大規模な火災又はその他特殊災害の発生時並びに協定団体の境界地域における災害発生時の相互応援
県内全市町村	災害時における市町村相互援助に関する協定書	平成8年7月30日	○県内8ブロックに分けてブロック内応援とブロック間応援 ○食糧、飲料水及び生活必需品の提供 ○被災者の救出、医療、一時収容施設の提供 ○ボランティアの斡旋等
㈱東武宇都宮百貨店	災害時における食料・生活必需品等の確保に関する協定	平成9年3月31日	○食料、生活必需品の供給等の協力
㈱福田屋百貨店	災害時における食料・生活必需品等の確保に関する協定	平成9年3月31日	○食料、生活必需品の供給等の協力
とちぎコープ生活協同組合	災害時における食料・生活必需品等の確保に関する協定	平成9年3月31日	○食料、生活必需品の供給等の協力
赤帽栃木県軽自動車運送協同組合	災害時における食料・生活必需品等の輸送協力に関する協定	平成9年3月31日	○食料、生活必需品の供給等の輸送協力
宇都宮市、鹿沼市、今市市、真岡市、上三川町、南河内町、上河内町、河内町、西方町、粟野町、二宮町、壬生町、石橋町、さくら市、高根沢町	災害時における備蓄品の共同利用に関する協定書	平成9年7月17日	○備蓄品の共同利用
芳賀郵便局	災害時における芳賀郵便局と芳賀町間の協力に関する覚書	平成9年11月5日	○郵便、為替、貯金、簡易保険の災害特別事務取扱及び援護対策 ○管理施設等を避難場所及び物資集積場所に提供 ○避難場所に臨時郵便差出箱の設置
芳賀町建設業協会	災害時における作業、資材の輸送等の協力に関する協定書	平成14年3月25日	○災害復旧作業 ○資材輸送等への協力
芳賀中部上水道企業団	芳賀中部上水道企業団施設の緊急時における構成町の応援に関する協定書	平成15年4月1日	○芳賀中部上水道企業団の施設が事故等で被災し、給水が滞った場合の応急給水等に関し、益子町、市貝町の応援について協定 ○応急給水及び施設の応急復旧に必要な資機材、物資、車両等の提供 ○応急給水及び施設の応急復旧に必要な職員の派遣
埼玉県川島町	災害時における相互応援協定書	平成17年8月23日	○災害時の救助、復旧の職員派遣 ○食料、生活必需品の供給 ○応急復旧に要する資機材の提供

# 町が結んでい 災害協定について



新潟県山古志村の災害の様子(416年)

8月23日、町は川島町(埼玉県)と「災害時における相互応援に関する協定書」を締結しました。協定書は、地震や水害などで被災した場合、両町間で職員の派遣や物資の提供などを行うことを明記しています。町は災害に備え、いろいろな協定等を結んでいます。その状況についてお知らせします。

## 川島町っていい?

8月23日、町と川島町(埼玉県)が結んだ「災害時における相互応援に関する協定書」は、災害で被災した場合に2町間で職員の派遣や物資の提供を明記しています。川島町は、埼玉県ほぼ中央に位置し、東松山市や上尾市、川越市に隣接しています。四方を川に囲まれた川島町は、まさに川に浮かぶ島のような形をした町で、都心から45kmの位置し、人口約2万3千人の自然豊かな町です。面積は41・72km<sup>2</sup>。東西に11km、南北に8kmの距離があり、総面積の60%を農地が占め、そのうちの約80%で稲作されています。



高田康男川島町長(右)と協定書を交わす森町長

## 協定締結の経過

町内にある栃木ヘリポートを基地にしている「栃木県防衛ヘリコプター」の運行業務委託を受けている本田航空(株)は本社が川島町にあり、同町が災害協定締結の相手方を探していることを知り、芳賀町を推薦しました。川島町としては「大規模災害が発生した場合、近隣市町も被災地になる可能性がある。距離が離れた自治体と協定を結びたかった」との考えから、ヘリポートがある芳賀町を相手方に選考したとのこと。話を受けた芳賀町としても、災害時の支援の受け入れ態勢



ができ、町民の安心につながる。ことから、今回の同意に至りました。協定書は、地震や水害などで被災した場合、両町間で職員の派遣や物資の提供などを行うことを明記しています。被災町と連絡が取れない場合にも、応援町の判断で支援できる「自主行動」も盛り込まれているのが特徴です。「自分たちの地域は自分で守る」が基本の防災計画。個人個人の災害に備える心構えが大切になります。でも、もしものときを支えてくれる災害協定は、芳賀町で安心して生活を送れる条件の一つです。

## 防災協定締結の必要性

町単独で十分な災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備えて「災害時の相互応援協定」を締結しています。避難所に被災者が集まり、水や食料、生活必需品などの供給を求められたとき、町の備蓄が不足し、被災者支援活動に支障が生じることのないよう備える必要があります。そこで、他の自治体、関係機関、物資販売業者、輸送業者などと締結する「災害時の相互応援協定」に基づき迅速・的確な応援要請を行うことができます。このことは被害拡大の防止や早期復旧・復興のために有効かつ重要です。また、大規模災害時における他自治体や協定者からの人的・物的応援を、被災地側で円滑に受け入れる体制整備なども不可欠です。このような体制は町の地域防災計画できめ細かく検討しています。

## 総務課地域安全対策係

TEL 028(877)9026